

原子力災害広域避難計画(暫定版)の概要について 資料 3-3

計画の位置づけ

本計画は、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要事項を定めるものである。

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第56号)(以下「原災法」という。)に定める新たな原子力災害が発生若しくは発生の恐れがある場合において、福島県地域防災計画原子力災害対策編(以下「県防災計画」という。)に基づき、県及び各市町村の枠組みを超えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、策定したものである。

構成

第1章 総則

第2章 避難等の基本スキーム

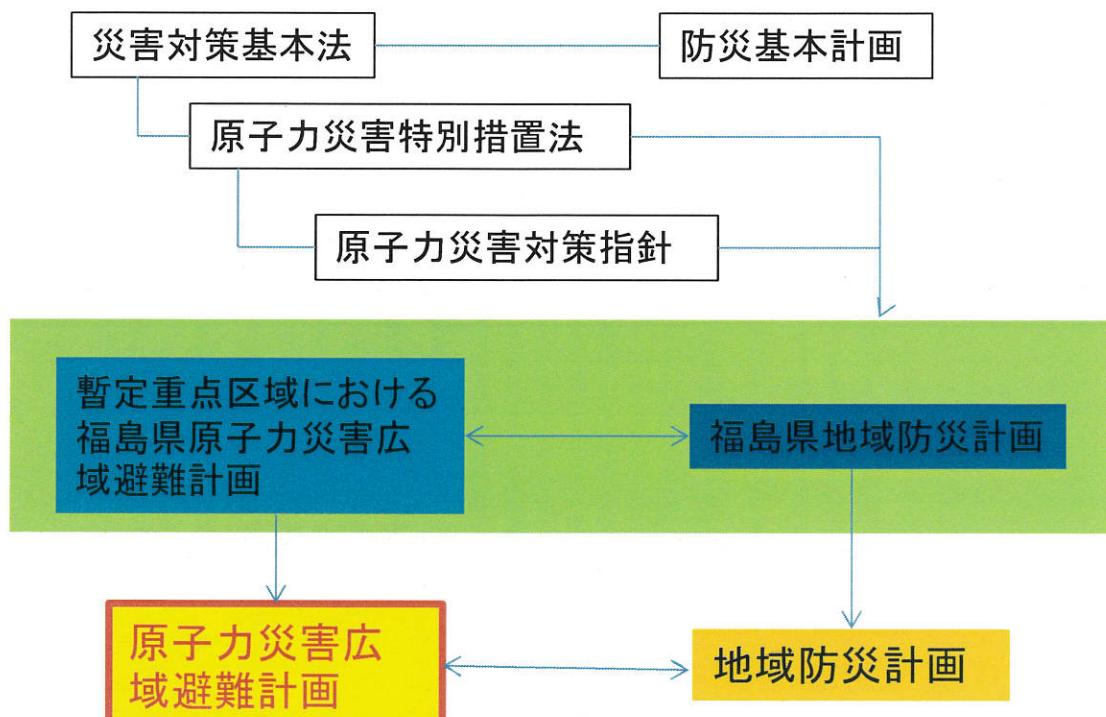
放射線からの防護措置の基本的考え方、避難等の決定・実施、避難の考え方・方法、伝達手段

第3章 避難の実施体制

避難ルート、町外に居住している避難者への対応、輸送手段、避難行動要支援者への対応、学校等における対応、一時滞在者等への対応

第4章 避難住民等の支援体制

避難所の開設・運営、福祉避難所の開設・運営、避難所等における医療体制



広域避難計画の基本的な考え方について

■町及び県における広域避難計画

- 県の広域避難計画を踏まえ、町民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な計画を策定

■避難対象地区について

	福島第一	福島第二
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: 目安は5km)	木戸川以北の行政区	木戸川以北の行政区
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: 目安は30km)	町全域 (PAZを除く)	町の全域 (PAZを除く)

福島第一に関して木戸川以北の行政区について、
独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処

- ・原子力災害対策重点区域(福島第一)に係るリスクの考慮
- ・楓葉町原子力防災対策検討委員会からの提言

放射線からの防護措置の基本的な考え方

- 原子力施設の緊急事態区分により、被ばくを避けるための防護措置として基準を定めた

暫定重点地区における福島県原子力災害広域避難計画

- 避難計画対象人口として、平成22年国調人口と現況人口の2ケースを設定し避難先自治体を調整

避難所の開設・運営等

- 広域避難にかかる避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制の確立について

- 避難者に対する放射線被ばくや、放射性物質による汚染・健康被害等の対応について

広域避難計画の修正①

(福島県原子力災害広域避難計画の改訂より)

○避難先施設の選定

【現状】

避難先市町村は選定されているものの、各行政区における避難市町村先の施設が明確でない。

改定理由

震災の教訓を踏まえ、円滑な避難のため、避難先をあらかじめ定めておく必要がある。



【県広域計画を踏まえて】

- ・避難時の混乱を避け、地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を行うため、地域単位で避難できるよう、あらかじめ避難先市町村の協力を得て、避難先施設の選定を行う。
- ・避難先施設としては避難先市町村の体育館、公民館・集会所、県有施設等とする。

広域避難計画の修正②

(福島県原子力災害広域避難計画の改訂より)

○避難ルートの複数化

【現状】

避難先市町村への避難ルートは1つしか選定されていない。

地区	対象人口	避難先市町村		
		市町村名	受入数	主な避難ルート
全行政地区	7,700	会津坂下町	600	国6→国49
		会津美里町	6,000	国6→国49→国118→国401
		柳津町	1,100	国6→国49→国252

【県広域計画を踏まえて】
高速道路も含めて複数の避難ルートを選定

改定理由

災害発生時の道路状況や風向きによる放射線物質の影響などの回避のため、あらかじめ複数定める必要があるため。

地区	対象人口	避難先市町村		
		市町村名	受入数	主な避難ルート
全行政地区	7,700	会津坂下町	600	国6→国49 国6→国399→県41→県66→県42→国49 県35→県41→県66→県42→国49 常盤道→盤越道→国49
		会津美里町	6,000	国6→国49→県293→県233→県54→国118→国401 県35→県41→県66→42→国49→国118→国401 常盤道→盤越道→国121→国401
		柳津町	1,100	国6→国49→国252 国6→国399→県41→県66→県42→国49→国252 県35→県41→県66→県42→国49→国252 常盤道→盤越道→国252→

広域避難計画の修正③

(福島県原子力災害広域避難計画の改訂より)

○スクリーニング候補地の選定

【現状】

避難手順において一部記載があるものの、詳細について記載無し。



【県広域計画を踏まえて】

放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民に対し、原子力災害対策指針で定められているスクリーニング基準以下であることを検査し、重点区域外へ移動することが問題ないことを確認する。

また、避難住民等及び受入に関わるものへの安全・安心感を提供することを目的として、スクリーニングを実施する。

改定理由

震災の教訓を踏まえ、円滑なスクリーニングのため、あらかじめ候補地を定めておくもの

県において、候補地を選定する。

候補地としては30km近傍または、暫定重点区域の外側とし、要件としては、避難ルート沿いであること、駐車スペースを有していることとし、公共的施設から選定する。

広域避難計画の修正④

(福島県原子力災害広域避難計画の改訂より)

○避難中継所の考え方について

【現状】

避難先市町村についての記載はあるものの、避難中継所としての記載無し



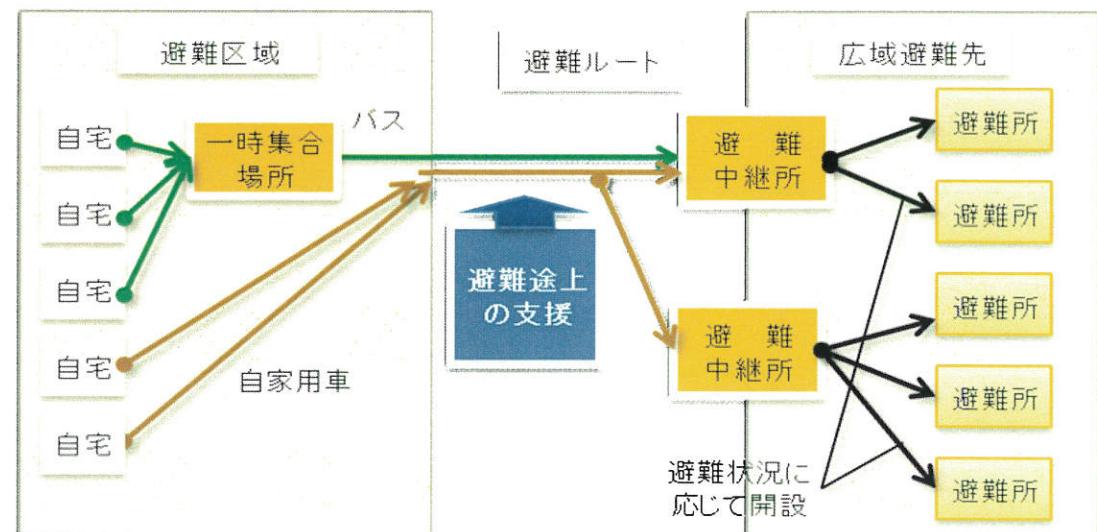
【県広域計画を踏まえて】

避難先での目印や、避難者の把握等、避難先市町村まで混乱なく避難するために、避難元市町村と、避難先市町村において、避難中継所における役割等の協議を行う。

改定理由

避難時の混乱を避け、円滑に避難することを目的とし避難中継所という運用方法を例示する(設定は必須ではない)

イメージ図



今後の課題

1. 避難先市町村との協議について

今回「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」に示された、「避難中継所候補地及びスクリーニング場の候補地」について、協議し整理する必要がある。

2. 実効性の確認について

提言及び県による計画の改訂等による修正を行うとともに、当該広域避難計画における実行性を確認するため、国、県、及び関係自治体等と協力の上、訓練等を実施する必要がある。